

徹底「会社法」Ⅲ

まだまだ会社法を続けます！！

～ 有限会社のままでいいのか ～

【メリット】

- ①株式会社になると役員改選の登記を定期的に行う責任がありますが、有限会社には改選の制度がないため、そのままかまいません。
- ②決算公告の義務がないので、その費用面が助かります。



【デメリット】

- ①資本金が300万円以下ということの信用の面で、消極的イメージをもたれるかも
- ②定期的に登記がないため、役員の住所変更、死亡の登記が遅れ、多額の過料が課せられるかも

～それでは有限会社から株式会社～ 変更するには、

フレンズ通信NO. 20でも掲載しましたが、商号変更して（有限 → 株式）有限会社を解散登記する必要があります。その費用ですが、当事務所では15万円位になります。